

(電子メール施行)

疾感対第286号
令和7年8月14日

各医療機関
各高齢者施設
各障害者施設

} 代表者 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

今夏の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確
認等について (通知)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の位置付けを5類感染症に変更して以降、夏に流行がみられており、宮城県感染症発生動向調査情報では、令和7年第32週(8月4日～8月10日)までに患者数が8週連続で増加しているところです。

また、夏には、新型コロナウイルス感染症のほか、夏風邪の代表である手足口病、ヘルパンギーナ、咽頭結膜熱などについても増加する傾向にあります。

今後、夏の間に一定の感染拡大が生じた場合に備え、医療提供体制等に必要な留意点を改めて別紙のとおり整理しましたので御確認の上、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

担 当：疾病・感染症対策課 感染症対策第二班 電 話：022-211-3644 メール：situkan-k2@pref.miyagi.lg.jp

(別紙)

1 医療機関等

- (1) 新型コロナウイルス感染症を含む発熱等の症状を有する患者の受入れ等について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、診療等が困難な場合には、可能な限り診療可能な医療機関を御紹介いただくようお願いいたします。

- (2) 院内感染対策について、「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き (※)」を参考に、手指衛生の徹底、適切な个人防护具の着用、ゾーニング及び室内換気の徹底を行っていただくようお願いいたします。

(※) 厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き第 10.1 版」(P. 59～64) 参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/001248424.pdf>

- (3) 感染症対症療法薬等（経口抗ウイルス薬、解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸等）について、必要な患者に広く行き渡るよう、過剰な発注を控え、当面の必要量に見合う量のみを御購入願います。また、医薬品の供給状況 (※) によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮願います。

(※) 厚生労働省ウェブサイト「医療用医薬品供給状況報告」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatsu-iyaku/04_00003.html

- (4) 抗原定性検査キットについて、これまでの感染拡大における必要量を踏まえた上で、過剰な発注を控え、一定期間内に必要となる数量をあらかじめ計画的に発注いただくようお願いいたします。また、抗原定性検査キットの供給状況 (※) によって、他社製品の使用についても考慮願います。

(※) 厚生労働省ウェブサイト「抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況」参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001335725.pdf>

- (5) 医療機関等（仙台市内を除く。）において感染症が集団発生し、以下の報告基準に該当する場合には、管轄保健所・支所に御報告 (※) をお願いいたします。

ア 1 事例につき目安として 10 名以上の院内感染による感染者が発生した場合

イ 当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合

(※) 県ウェブサイト「感染症が集団発生した場合の報告について」参照

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/syuudan_kansen.html

2 高齢者及び障害者施設等

- (1) 高齢者及び障害者施設等において感染症が集団発生し、以下の報告基準に該当する場合には、管轄保健所・支所に御報告 (※) をお願いいたします。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑

われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(※) 県ウェブサイト「感染症が集団発生した場合の報告について」参照

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/syuudan_kansen.html

(2) その他事項については、別途担当課から通知している内容を御確認ください。